

令和7年度 安中市立安中小学校いじめ防止基本方針

安中市立安中小学校

「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布・同9月28日施行）」の施行から早くも12年目を迎えました。平成28年の10月には「安中市いじめ防止基本方針」が策定され、市と学校が力を合わせて「いじめ未然防止、早期発見・早期解決」に向けて取組を一層強化、前進させることが確認されています。

また、平成29年3月14日には「いじめの防止等の基本的な方針（文部科学大臣）」が改訂され、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供を国の施策として行うこと等や、児童生徒にあっては、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供の主体的な活動を推進することが示されました。その方針には、「いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性を向上させ、学校いじめ対策組織に、その機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある、と付記されました。今年度も「いじめ防止基本方針」のもと、本校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員があたることができるようにし、児童一人一人が、楽しく充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止の推進に向け、より具体的な取組のさらなる充実を図っていきます。

1 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象になった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものです。[法2条関連]
- (2) いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。[法1条関連]
- (3) いじめは、人間として許されない、卑怯な行為です。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものでなく、児童生徒、家庭、地域、機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となります。
- (5) 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会を作る」とする認識の共有が不可欠です。

2 いじめへの対処に関する方針等

- (1) いじめはどのような状況下でも起こり得るものという認識をもち、対応の充実を図ります。
- (2) いじめの早期発見のため定期的に調査をします。[法16条1項関連]
- (3) 在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの有無を確認し、教育委員会に報告します。[法23条2項関連]
- (4) いじめを確認した際は、いじめをやめさせ、再発防止をするために、関係機関と連携を図